

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月4日
照会部署名 広島西年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 尾関 浩
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 福原

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—19	本部受付番号 No. 2010—1005
------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

雇用契約書上等で明らかでない手当が新たに付いた際の月額変更届の可否について

(内容)

(事例)

事業所において、業績が好調なことから、恩恵的な意味合いで、被保険者の労働時間や勤務成績とは関係なく、特別手当という名目で新たに毎月の給与に上乗せして支給するようになった。(22年4月より現在のところ、毎月5万円ずつ支給の実績あり。) ただし、この特別手当はイレギュラーなものであり、今後、毎月支給があるとは限らず、業績による金額の増減も予定している。また、給与規定ではなく、また、雇用契約書上の整理などもしておらず、毎月、手当をつけるかどうかは事業主が決定しているとのこと。(賃金台帳上では手当が付いていることは確認できる。)

【2010-263 固定と非固定が混在する場合や、給与体系及び勤務体系変更による月額変更の場合は可否について】を確認すると、非固定的なものでも、新たに手当が付き、雇用契約上もそれが明らかである場合、これを賃金体系の変更として判断し、月額変更届の契機とみなすことができるとあります。

今回のケースでは、新たに付いた特別手当は、その内容から非固定的賃金と考えられ、雇用契約書上での整理がついていないが、この場合でも、賃金台帳上

で手当がついていることが確認できることで、賃金体系の変更とすることができるか、そもそも雇用契約上明らかとは、どのようなことを指すのかご教示願います。

＜当所の考え方＞

- 事業主の判断ひとつで給与額の変動があることの是非については、とりあえず置いておいて、社会保険の適用面についてのみで判断すると、疑義照会 2010-263の回答から考えて、雇用契約上明らかということを、雇用契約書上に明記してある、給与規定に記載があるなどとするならば、今回のケースは、雇用契約上明らかな手当でないということになり、月額変更届の対象とはならず、定時決定での対応とならざるを得ないという意味合いにも取れる。もし、賃金台帳上で確認できることを持って、雇用契約上明らかとするならば、疑義照会の回答でも、賃金台帳などで実態として明らかであれば・・などの言い回しになるのではないかと思われる。

固定的で継続して支給される手当であれば、賃金台帳上で確認ができる thing を持つて、月額変更届の対象とすることは可能とは思われるが、今回の特別手当は、内容から非固定的賃金と考えられ、雇用契約書上の整理や給与規定の整理がない以上、月額変更届の対象にはできないと考える。

(ブロック本部回答)

【2010-263固定と非固定が混在する場合や、給与体系及び勤務体系変更による月額変更の場合は可否について】の雇用契約上もそれが明らかである場合は、給与規定、雇用契約書等に整理されていないものの、特別手当の内容を全ての従業員が知り得ている状況であるかの確認、賃金台帳での特別手当が付いているかの確認などができる場合は雇用契約上もそれが明らかである場合に含まれると思われますが、具体的な扱いが諸規定により明確でないため、本部へ照会してください。

回答日 平成22年10月8日

回答部署名 中国ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

非固定的なものでも、新たに手当が付き、雇用契約上もそれが明らかである場合、これを賃金体系の変更として判断し、月額変更届の契機とみなすことになるが、「雇用契約上もそれが明らかである」とは原則「給与規定、賃金協約等によって客観的に定められている」(昭和36年1月26日保発第5号)ものを意味する。

ただし意図的に給与規定、賃金協約等に規定しないことにより実態と懸け離れた標準報酬月額となるのは不当であるので、支給のルールが明確で客観的に支給の有無が判断でき、給与規定、賃金協約等に規定はないが、事実上同様の状況にあるものについては賃金体系の変更として、月額変更届の契機とみなすことになる。

回答日 平成22年12月 1日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上